

仕 様 書

1 業務名

幼児期から小学校低学年を対象にした運動遊び指導者養成支援業務委託

2 業務の目的

子供たち一人一人の資質や志向に応じた「挑戦」を応援することで、成人期以降のスポーツ継続実施に繋げ、将来的なビジョン指標「週に1日以上スポーツ実施率」の水準の向上を目指し、本業務においては、以下のことについて実施することとする。

【①小学校低学年】

小学校低学年の時期に多様な運動遊び・スポーツに触れることが運動習慣化に繋がるため、スポーツ推進委員・放課後こども教室指導員等の地域の指導者を対象に、発達段階に応じた運動神経系の発達を促す指導手法を習得させる研修及び指導者が継続的に指導できるようフォローアップを行うことにより、スポーツが楽しいと思う子供たちを増やし、運動が好きな子どもたちを増加させることを目指す。

【②幼児期】

幼児期に多様な運動遊びに触れることが運動習慣に繋がるため、幼稚園教諭・保育士を対象として、発達段階に応じた運動神経系の発達を促す指導手法習得するための研修を実施し、この指導が県内各園所で実践されることで、全体的な展開を図ることにより、幼児期の段階から運動が好きな子供を増加させることを目指す。

3 基本要件

本仕様書は、本業務の内容及び要件を定めるものである。

4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

5 業務内容

本業務では、次の2つの業務に取り組むこととする。

なお、本業務のうち(1)【②幼児期】は、広島県教育委員会(乳幼児教育支援センター)が、年間計画に沿って実施している「幼稚園・保育所・認定こども園等の教諭・保育士等を対象とした研修」体系の中に1つの研修として組み入れて実施するものである。(7~8月頃の平日を予定)

- (1) 幼児期から小学校低学年を対象にした運動遊び指導者養成支援業務の企画・運営
- (2) 事業検証・分析、今後の施策の方向性の検討

- (1) 幼児期から小学校低学年を対象にした運動遊び指導者養成支援業務の企画・運営

【①小学校低学年】

事業内容	(1)指導者養成研修会の開催
------	----------------

	<p>○概要 運動神経系の発達指導に係るノウハウを有する事業者による指導者養成研修により、指導者資格取得支援を実施。</p> <p>○対象者 スポーツ推進委員、放課後こども教室指導員、スポーツ協会の指導者 等</p> <p>○実施場所 別途県が指定する場所（市町の体育館等、実証市町の状況に応じて設定）</p> <p><u>(2)運動神経系の発達に寄与する教室の開催への支援</u></p> <p>○概要 (1)で県が養成した指導者資格取得者が運営する教室に対しトレーナー等派遣するなどフォローアップの実施</p> <p>○実施場所 実証3市町（別途県が指定する場所）</p>
研修参加者数	延べ20名
開催回数	(1)指導者養成研修会：県内2か所程度×各1回 (2)フォローアップ回数は提案による
参加費	研修参加費は無料
留意事項	上記の研修実施に係る運営支援として、資格取得に係る手続き、研修会場の借上、講師及び補助者の派遣、研修資料の準備、研修用具の準備等を行うこと。

【②幼児期】

事業内容	<p><u>指導者養成研修会の開催</u></p> <p>○概要 運動神経系の発達指導に係るノウハウを有する事業者による指導者養成研修を実施。</p> <p>○対象者 県内の国・公・私幼稚園、保育園、認定こども園（全1,080園所）の幼稚園教諭及び保育士</p> <p>○実施場所 別途県が指定する場所（市町の体育館等、実証市町の状況に応じて設定）</p>
参加者	延べ150名
開催回数	県内5か所程度・各1回 (例) 広島市2か所・各1回 東広島市、福山市、三次市各1か所・各1回
参加費	研修参加費は無料
留意事項	上記の研修実施に係る運営支援として、資格取得に係る手続き、研修会場の借上、講師及び補助者の派遣、研修資料の準備、研修用具の準備等を行うこと。 なお、幼稚園教諭・保育士等への周知は、広島県教育委員会（乳幼児教育支援センター）の研修ネットワークを活用すること。

(2) 事業検証・分析、今後の施策の方向性の検討

目的	幼児期から小学校低学年を対象にした運動遊び指導者養成支援業務について、定量的な検証を行うとともに幼児期・小学校低学年のスポーツ実施率の水準向上に向けた今後の施策の方向性について整理を行う。
内容	<ul style="list-style-type: none"> アンケート様式の検討 アンケート結果等検証事業の定量的分析、報告資料作成

6 発注者への報告等

(1) 業務計画書の作成

受注者は、次の項目について業務計画書を作成し、発注者と協議の上、契約締結後速やかに提出するものとする。なお、受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

また、円滑に事業を実施するために、関係者と綿密に連携できる実施体制を構築すること。

ア 業務概要

イ 実施体制（緊急時の連絡体制を含む）

ウ 業務工程表（打合せ等の時期含む）

エ その他

(2) 進捗状況等報告

受託者は、月に1回以上、発注者と進捗状況の共有及び当月以降の業務計画に係る協議（オンライン可）を行うこと。

また、発注者から要求があった場合には、随時、速やかに進捗状況を報告すること。

(3) 成果物の提出

5（1）から（2）までの業務の実施状況や達成状況、次年度に向けた課題などをまとめた実績報告書を作成すること。

提出方法及び媒体については、広島県と協議の上決定するものとする。

7 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

ア 本業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。

ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

イ 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(2) 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。

イ 受託者は、本業務に関し、受託者が県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

8 個人情報の保護及び情報セキュリティ

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、実施機関と同様の安全管理措置を講じなければならない。また、個人情報の保護に関する法律（以下「保

護法」という。)の規定及び特記事項を遵守しなければならない。

保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、保護法第 176 条及び第 180 条の規定に基づき、処罰される場合がある。

9 再委託等の制限

受託者は、管理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に文書を持って協議し、承認を得なければならない。

10 その他

- (1) 受託者は、県に対して、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し県の指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに県と協議し、その指示に従わなければならない。
- (3) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。
- (4) 受注者は、本業務の実施にあたって、関連する関係諸法令及び条例を遵守しなければならない。